

# 下仁田町景観計画

## 町民みんなでのぞむ下仁田の景観

### 景観計画とは…

#### ● そもそも景観とは…

**景**

- 景色（＝目の前に広がる眺め、自然の眺め）。
- 眺め（＝見渡した景色）。
- 情景（＝人の心を動かす風景や場面）。

**観**

- 目に映った印象。
- 物事の様子、状態。
- （接尾語）考え方、見方の意。

- ① 地域の個性や特色を分かりやすく特徴づけるもの
- ② 歴史、風土、伝統などが背景となってつくられるもの
- ③ 人々の暮らしに深く関わるもの

#### ● 景観計画は景観まちづくりの出発点！

景観計画は、「地域の景観形成の総合的な基本計画」となる。

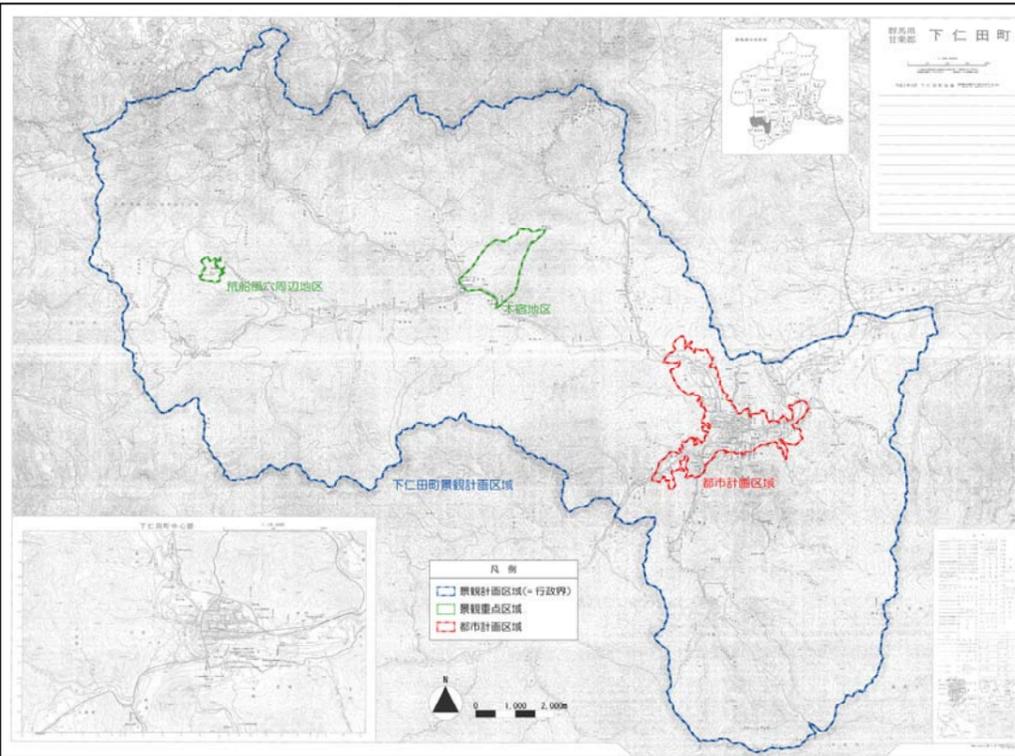
景観計画では、下記の内容を定める。

- ① 景観計画区域
- ② 良好な景観形成に関する方針
- ③ 行為の制限に関する事項
- ④ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針
- ⑤ 良好な景観形成に必要な事項（公共施設、屋外広告物）
- ⑥ 景観まちづくりの推進に向けて



### 景観計画区域

景観計画の対象を下仁田町全域として、特に重点的に景観形成を進める地区を景観重点区域として、「荒船風穴周辺地区」、「本宿地区」の2地区を指定する。



### 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

以下の指定の方針に基づき、景観重要建造物、景観重要樹木を指定する。

#### ● 景観重要建造物の指定の方針

- ① 地域の特徴的な景観を生み出すシンボルとなっている。
- ② 伝統的な様式や個性的な手法で構成・築造されている。
- ③ 地域住民に広く認識され、親しまれている。
- ④ 所有者・管理者に継続的な保全の意向がある。
- ⑤ 今後、地域景観の形成を図るうえで重要な位置づけがある。



景観重要建造物のイメージ

景観重要樹木のイメージ

#### ● 景観重要樹木の指定の方針

- ① 地域の歴史風土や自然環境との調和等により、その樹容が景観上の特徴を有している。
- ② 地域住民に広く認識され、親しまれている。
- ③ 所有者・管理者に継続的な保全の意向がある。
- ④ 今後、地域景観の形成を図るうえで重要な位置づけがある。

### 景観公共施設の整備に関する方針

以下の指定の方針に基づき、景観重要公共施設を指定する。

景観重要公共施設	景観形成方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>□道路内の施設は路線毎に統一感のあるものとする。</li> <li>□植栽の可能な幹線道路は緑化を推進する。</li> <li>□道路付属物は周辺又は後背地の景観との調和に配慮する。</li> <li>□歴史的・伝統的な道筋については、沿道景観と一体となった町並み景観の創出を図る。</li> </ul>
河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>□水辺や広々とした草地等を活用し、貴重な自然景観の保全を図る。</li> <li>□護岸には自然素材やこれを模したものをを用いるなど、自然環境に配慮した景観を形成する。</li> <li>□緑道の整備等による歩行者空間の確保など、町民に愛着と潤いを感じさせる景観整備を図る。</li> </ul>
公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>□地域の顔となるような緑化等を積極的に行う。</li> <li>□周囲の景観と調和した施設デザインの形成を図る。</li> <li>□自然素材の使用に努め、他素材を使用する場合には色彩等に配慮する。</li> </ul>

### 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

#### ● 基本的事項

屋外広告物の表示等にあたっては、周辺の景観との調和に十分配慮することとする。  
また、屋外広告物の面積や高さ、形状、掲出方法などに関する制限については、「群馬県屋外広告物条例」を参考に、必要に応じて、（仮称）下仁田町屋外広告物条例で定め、規制・誘導を図る。

#### ● 行為の制限に関する事項

- ① 街並みの調和や統一感を勘案し、周辺景観への影響に配慮した位置、規模、色彩、デザインとする。
- ② 歩行者等からの見え方に配慮するとともに、歩行者等の移動を阻害しない位置に掲出する。
- ③ 屋上広告や壁面広告など建築物に附帯して掲出する屋外広告物については、建築物の外壁と調和した色彩、デザイン及び構造とする。
- ④ 全国共通のデザインであっても、背景色と図や文字の色の反転などを考慮する。

### 景観まちづくりの推進に向けて

#### ● 町民、事業者の景観まちづくりに対する取組みの推進

- ①景観計画の周知 ②景観学習の充実
- ③表彰制度の設立 ④景観アドバイザーの設置
- ⑤住民提案制度の周知

#### ● 景観まちづくりに向けた施策展開

- ①景観重点区域の追加指定 ②景観重要建造物等の指定
- ③景観地区、準景観地区の指定 ④景観協定締結の促進
- ⑤屋外広告物条例、景観農業振興地域整備計画の導入検討

#### ● 景観まちづくりの推進体制

- ①景観審議会 ②景観整備機構 ③景観協議会 ④庁内体制の充実

#### ■ お問い合わせ ■

下仁田町農林建設課  
〒370-2601 群馬県甘楽郡下仁田町下仁田 682  
TEL:0274-82-2111 FAX:0274-82-5766 E-mail: kensetu@town.shimonita.lg.jp

## 良好な景観形成に関する方針

下仁田町景観計画区域の方針として5つの景観資源の類型化別に設定し、景観重点区域については、それら方針に加え、地区の特性を踏まえた景観形成方針を設定する。

### ● 景観形成区域の方針

#### ー自然・歴史・文化・にぎわいを育む 美しいふるさと景観づくりー

- |  |   |
|--|---|
| <p>① <b>みどりの景</b><br/>                 ◎良好な山並み景観の保全<br/>                 ◎自然景観・自然環境を活かした体験空間の整備</p> <p>② <b>うるおいの景</b><br/>                 ◎河川・水辺の潤いある景観づくり<br/>                 ◎水と緑の拠点づくり</p> <p>③ <b>歴史の景</b><br/>                 ◎史跡・文化財周辺の景観づくり<br/>                 ◎景観重要建造物や景観重要樹木の指定</p> | <p>④ <b>生活の景</b><br/>                 ◎環境に配慮した快適に暮らせる住宅地景観づくり<br/>                 ◎賑わいある商店街の景観づくり<br/>                 ◎良好な田園環境と調和した集落景観の保全・整備<br/>                 ◎魅力ある沿道景観の形成</p> <p>⑤ <b>にぎわいの景</b><br/>                 ◎魅力ある景観資源の提供<br/>                 ◎伝統文化の継承と景観づくりへの取組み</p> |
|--|---|

### ● 景観重点区域の方針

#### ー町の歴史をつむぐ 美しい景観遺産の継承ー

- |  |   |
|--|---|
| <p>① <b>荒船風穴周辺地区</b><br/>                 ◎近代文化遺産の維持・保全と活用</p> | <p>② <b>本宿地区</b><br/>                 ◎歴史的・伝統的な雰囲気大切に街並みづくり</p> |
|--|---|

## 届出対象行為基準

行為		届出対象行為基準
建築物	新築	○すべて対象
	増改築	○行為に係る床面積 10㎡超
	移転、撤去	
	外観の修繕	
	外観の模様替え	○行為に係る面積 10㎡超
	外観の色彩の変更	
工作物	以下に示す工作物の新築、増改築、移転、撤去、外観の修繕、外観の模様替え、外観の色彩の変更	
	①さく、塀、門の類	○高さ 1.5m 超
	②電波塔、物見塔、装飾塔の類	
	③煙突、排気塔の類	○高さ 5m 超
	④高架水槽、冷却塔の類	
	⑤鉄筋コンクリート、金属製の柱の類	
	⑥電線路又は空中線系（その支持物を含む）	○高さ 10m 超
	⑦観覧車等の遊戯施設の類	
	⑧アスファルトプラント	
	⑨自動車車庫用の立体施設	○高さ 5m かつ築造面積 10m <sup>2</sup> 超
	⑩石油等の貯蔵、処理施設	
	⑪汚水処理施設等の類	
⑫彫像、記念碑の類		
土地の区画形質の変更	○高さ 1.5m かつ面積 300m <sup>2</sup> 超	
地形の外観の変更を伴う鉱物の採掘又は土石等の採取		
屋外における物品の集積又は貯蔵	○高さ 1.5m かつ面積 100m <sup>2</sup> 超	
木竹の伐採又は植栽【※荒船風穴周辺地区のみ】	○面積 1,000m <sup>2</sup> 超	

※ 届出の対象除外となる行為

- 通常管理行為、軽易な行為【地下に設ける建築物の建築等、農林漁業を営むために行う行為 … 等】
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- その他景観条例に定める行為

## 景観形成基準

良好な景観形成に関する方針を踏まえ、これを実現するため、景観計画区域、景観重点区域におけるほぼすべての建築行為等を対象として、以下の基準を満たすことを要する。

※景観計画区域における代表的な基準を以下に示す

対象	事項	景観形成基準
建築物	位置	◎ 樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置すること。
	規模	◎ 周囲の町並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とすること。
	形態	◎ 周囲の建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とすること。
	色彩	◎ 基調とする屋根の色彩（ただし、素材色はこの限りではない。） 色相 10Y ~ 色相 10BG（色相 10Y は含まない）：彩度 4 以下。 色相 10BG ~ 色相 10B（色相 10BG は含まない）：彩度 8 以下。 色相 10B ~ 色相 10RP（色相 10B は含まない）：彩度 4 以下。 色相 10RP ~ 色相 10Y（色相 10RP は含まない）：彩度 6 以下。 無彩色：制限なし。 ◎ 基調とする外壁の色彩（素材色はこの限りではない。） 色相 10R ~ 色相 10YR（色相 10R は含まない）：彩度 8 以下。 色相 10YR ~ 色相 10B（色相 10YR は含まない）：彩度 6 以下。 色相 10B ~ 色相 10PB（色相 10B は含まない）：彩度 8 以下。 色相 10PB ~ 色相 10R（色相 10PB は含まない）：彩度 6 以下。 無彩色：制限なし。
	意匠	◎ 変化のない単調な壁面を避け、周囲との調和に配慮すること。 ◎ 付帯施設は、まちなみ形成に留意した意匠となるように配慮すること。
	位置	◎ 山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根からできる限り低い位置とすること。 ◎ 背景地にある自然景観を損なわないように配慮すること。
工作物	規模	◎ 周囲の町並み及び周辺の自然景観と調和した高さ及び規模とすること。
	形態	◎ 敷地の境界を囲う場合には、原則として生け垣や防犯性に配慮した高さや形態のブロック塀などを設置すること。
	色彩	◎ 携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 色相 R・YR・Y：彩度 3 以下、明度 3 以下。 ◎ その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。
	意匠	◎ まちなみ形成に留意した意匠となるように配慮すること。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽	◎ 物品を積み上げる場合には、高さを抑え、周囲に圧迫感を与えないようにすること。 ◎ 周囲の道路から目立つ場合は、遮蔽に配慮した敷地内及び敷地周囲の緑化により、影響の軽減を行うこと。
地形の外観の変更を伴う鉱物の採掘又は土石等の採取	遮蔽及び事後の措置	◎ 鉱物の採掘や土石等の採取を行う際に、周囲の道路から目立つ場合は、遮蔽に配慮した前面の緑化や遮蔽樹林などによる影響の軽減を行うこと。 ◎ 採掘又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行うこと。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	◎ 法面及び擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮蔽樹林等による影響の軽減を行うこと。

